

6 観監査第 35 号

令和 6 年 10 月 29 日

(省 略)

観音寺市監査委員 大西 保行

観音寺市監査委員 石山 秀和

観音寺市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 6 年 9 月 3 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を審査しましたので、その結果を次のとおり通知します。

第1 請求の内容（事実を証する書類は省略）

1 請求人

住 所 （ 省 略 ）
氏 名

2 請求書の提出

令和6年9月3日

3 請求の内容（請求書原文のとおりですが、誤字脱字については修正している場合があります。事実証明書は省略します。）

（1）「誰が」について

観音寺市長は、（ A ）実行委員会に対し、（ A ）事業補助金（以下、「補助金」という。）を出している。その（ A ）実行委員会は、令和5年度の未実施事業に対し、その事業費を支出した。これは、（ A ）実行委員会の事務局たる、観音寺市経済部商工観光課による不当行為である。

また（ A ）実行委員会は、事業の実施並びに会計、監査、運営に対する能力が欠如した、排他的かつ独善的な組織運営である。

（2）「いつ、どのような「財務会計上の行為又は怠る事実」をおこなっているか。」について

令和6年7月11日付け、（ A ）実行委員会総会開催の案内を受取るも、案内文書（添付1）並びに委任状（添付2）が、メールまた後日郵便にて送られてくる。

同年7月19日（ A ）実行委員会事務局あてメールにて、議案の提示の無い総会委任状は不適切である旨を連絡する。

同年7月24日、メールにて送付された、総会次第（添付3）、第1号議案（添付4・5）、第2号議案（添付6）、第3号議案（添付7）、第4号議案（添付8）を受け取り、令和5年度の同会イベントが実施されていないにもかかわらず、事業費の支出が行なわれている疑念を抱いた。

同年7月26日、メールにてイベント関連費、商品化関連費、諸経費内訳（添付9）を受取り、未実施事業に支払いを行った不当行為を確認した。

同年8月8日、（ B ）連合会役員会にこの一連の経過を報告し、本会総意と

して、観音寺市職員措置請求を議決する。

同年 8 月 13 日、本件支払いの実行年月日確認のため、行政文書開示請求書を提出。
同年 8 月 27 日行政文書写（30 枚）の交付を受け、本書面にて請求をする。

（ A ）実行委員会は不当な補助金の支出を行う不適切な団体である。その
（ A ）実行委員会に、観音寺市長は補助金を出している。

（3）「その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。その結果、市にどのような損害が生じているか。」について

観音寺市長が補助金を出している（ A ）実行委員会は、令和 5 年度実施していない事業費を 7,564,040 円 株式会社（ C ）に支払った。これは不当な支出である。したがって、（ A ）実行委員会に支出した補助金も不当な支出である。

（4）「どのような措置を請求するのか」について

観音寺市長は、（ A ）実行委員会への不適切な補助金を交付したことを、観音寺市民に開示し観音寺市公報で公告する。不適切な、株式会社（ C ）へ支払った 7,564,040 円を返金させる。

（ A ）実行委員会の担当部会長の解任、除名並びに、当該監査の解任。

第 2 請求の受理

本件請求については、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、令和 6 年 9 月 3 日付けで請求書を受理しました。同年 9 月 5 日に一部軽微な補正を求め、同日、求めた補正について提出があり、これを収受しました。

第 3 監査の対象

請求人は、「令和 5 年度に実施していない事業費 7,564,040 円を株式会社（ C ）に支払い、その金額を（ A ）実行委員会に補助金として令和 5 年度に支出している。これは不当な支出である。」としており、また「株式会社（ C ）へ支払った 7,564,040 円を返金」することを求めていることから、本件住民監査請求では、令和 5 年度に観音寺市が（ A ）実行委員会（以下、「実行委員会」という。）に対して支出した補助金 7,564,040 円について、違法又は不当な支出であったのか、また市に損害を与えているかを監査対象としました。

第4 監査の対象としなかった事項及びその理由

請求人は実行委員会及び実行委員会の事務局に対し、「事業の実施並びに会計、監査、運営に対する能力の欠如した、排他的かつ独善的な組織運営」であり、「実行委員会の担当部会長の解任、除名並びに、当該監査の解任」を要求しています。

しかし、法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実により普通地方公共団体に損害を与え、又は与えるおそれがあると認める場合に、これらを証する書面を添え、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止・是正、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度です。請求人が求める措置のうち、「実行委員会の担当部会長の解任、除名並びに、当該監査の解任」については、違法又は不当な財務会計上の行為の防止や是正等ではなく、同項に定める住民監査請求の対象となる必要な措置に当たりません。

よって、当該請求については財務会計行為に該当しないと判断しましたので、監査対象とはいたしません。

第5 監査の実施

1 請求人の陳述について

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会について確認したところ、請求人からは陳述の必要はない旨、令和6年9月6日に口頭にて回答を得ました。

2 監査の対象部課に対する調査

(1) 監査対象部課

経済部商工観光課

(2) 監査対象の補助金

(A) 事業補助金（以下、「補助金」という。）

(3) 監査対象部局からの弁明書及び資料の提出

経済部商工観光課（以下、「関係課」という。）から、令和6年9月9日付けで弁明書及び資料の提出があり、また同年9月19日、同月25日に追加資料の提出がありました。

ア 令和6年9月9日付け提出資料等

- ・ 弁明書
- ・ (A) 事業補助金交付要綱
- ・ 補助金交付関係書類
 - 令和5年度 交付申請書、事業計画書、収支予算書 (R5.7.20 付)
 - 交付決定通知書、支出負担行為書 (R5.7.21 付)
 - 概算交付請求書、支出命令書 (R6.2.5 付)
 - 収支決算報告書 (R6.3.29 付)、実績報告書 (R6.3.31 付)
 - 確定通知書、精算命令書 (R6.3.31 付)
- ・ 株式会社 (C) との契約書他
 - 令和5年8月 1日 契約書、見積書
 - 令和6年3月31日 確約書

イ 令和6年9月19日付け 資料の提出

- ・ (A) 実行委員会 会則
- ・ 実行委員会 名簿
- ・ 実行委員会設立からこれまでの事業内容
- ・ 令和5年度に10周年記念イベントが延期になった主な経緯、令和5年度事業内容等イベント実施に向けての協議内容、計画執行状況
- ・ 令和5年度事業変更計画書

ウ 令和6年9月25日付け 資料の提出

- ・ 実行委員会 各部会 名簿 (イベント部会、商品化部会)
- ・ 実行委員会 各部会資料、会議録 (令和5年度)
 - 総会 資料 (令和5年度、令和6年度)

(4) 監査対象部局の事情聴取

令和6年10月4日に事情聴取を行いました。関係職員から聴取した内容は次のとおりです。

ア 令和6年10月4日 商工観光課 事情聴取について

- ・ 提出された資料を基に補助金の交付手続について
- ・ 実行委員会での協議内容について

- ・実行委員会立ち上げ前の前身となった団体の事業内容、実行委員会の事務局を関係課が担うようになった経緯及び令和５年度に開催予定であった１０周年イベントの延期となった経緯とその対応について

第６ 監査の対象事項の事実確認

１ 本件補助金の支出に係る事務手続について

補助金の交付は、観音寺市補助金等交付規則（以下、「規則」という。）により、①補助金の交付を受けようとする者の交付の申請（第４条）、②市長の審査及び交付の決定（第５条）、③補助事業等の遂行（第６条）④補助事業等の内容の変更等（第７条）⑤補助事業の実績報告（第８条）、⑥市長による審査及び補助金等の額の確定（第９条）、⑦補助金の交付（第１０条）の手順で行われることが定められています。

また、（　　Ａ　　）事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）において、①補助金の交付の申請には、補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書及びその他市長が必要と認める書類を添えて提出すること（第３条）、②補助金交付申請書の提出があったときは速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を決定するとともに申請者に通知すること（第４条）③申請者は、事業計画を変更しようとするときは、変更申請書を提出し、市長の承認を受けること（第５条）、④申請者は、補助対象事業終了後、速やかに実績報告書に収支決算書、その他市長が必要と認める書類を添えて提出すること（第６条）、⑤実績報告書の提出があったときは当該報告書を審査し、補助金の額を確定するとともに申請者に通知すること（第７条）、また補助金の交付は、補助金請求書の提出により行うこと（同条第２項）、⑥補助金の額を確定した後に補助金を交付することとするが、市長が特に必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を概算払により交付することができること（第８条第２項）などが定められています。

関係職員への調査の結果、本件補助金について次のとおり事実を確認しました。

- （ア）令和５年７月２０日に実行委員会から市に、（　　Ａ　　）事業補助金交付申請書（様式第１号）が事業計画書、収支予算書（様式第２号）を添えて提出されました。
- （イ）市は提出された補助金交付申請書等を審査した後、令和５年７月２１日付けで８,０００,０００円の補助金の交付決定を行い、要綱第４条の規定に基づき（　　Ａ　　）事業補助金交付決定通知書（様式第３号）を通知しました。
- （ウ）令和６年２月５日に実行委員会は市に、要綱第８条第２項の規定に基づき８,０００,０００円の（　　Ａ　　）事業補助金概算交付請求書（様式第９号）を提出しました。
- （エ）令和６年２月１４日に実行委員会は市に、株式会社（　　Ｃ　　）との協議で令和５年度イベント開催が不可能となり令和６年度に延期する旨の事業変更計画書を提出しました。

(オ) 市は 8,000,000 円の補助金の概算払を決定し、令和 6 年 2 月 29 日に 8,000,000 円を実行委員会の口座に振り込みました。

(カ) 実行委員会は市に令和 6 年 3 月 31 日付けで、要綱第 6 条に基づき（ A ）事業実績報告書（様式第 5 号）を、同年 3 月 29 日付けの収支決算書（様式第 6 号）を添えて提出しました。

(キ) 市は提出された本件実績報告書等を審査した後、令和 6 年 3 月 31 日付けで要綱第 7 条に基づき、補助金 7,787,312 円の（ A ）事業補助金確定通知書（様式第 7 号）を実行委員会へ通知しました。

また、補助金の確定額と概算交付額との差額 212,688 円は、実行委員会から市へ同年 5 月 20 日に差額 212,688 円の返還を受けました。

本件補助金の交付にあたっては、要綱に基づき、交付申請時に事業計画書及び収支予算書の提出を求め、市での審査を経て、交付決定を行い、概算払にて支出し、事業完了後に実績報告書の提出を求め、補助金の額を確定し戻入を行っています。補助金の額の確定にあたっては、商工観光課で補助金対象経費に係る領収書等の証拠書類を確認しています。

よって、本件補助金の支出に係る事務手続は、規則及び要綱に基づき適正に行われており、不当な支出とは言えないと判断しました。

2 実行委員会での協議内容について（資料・会議録を要約しています。）

（1）総会

ア 令和 5 年度 総会（令和 5 年 7 月 20 日）

- ①令和 4 年度事業報告及び収支決算について
- ②令和 5 年度事業計画及び収支予算について
- ③その他

イ 令和 6 年度 総会（令和 6 年 7 月 30 日）

- ①令和 5 年度事業報告及び収支決算について
- ②令和 6 年度事業計画及び収支予算について

（2）イベント部会 令和 5 年度

ア イベント部会 第 1 回（令和 5 年 6 月 15 日）

- ①令和 4 年度事業について
 - ・事業報告書（スタンプラリーの実施、商品物販会の開催について）

- ・収支決算書（支出費用に事務経費であるアドバイザー契約金あり）

②令和5年度事業について

- ・事業計画書（スタンプラリーの開催予定、アニメ放映10周年イベントを令和6年3月10日又は3月20日に実施予定）
- ・収支予算書（支出項目に10周年イベント関連費、商品化関連費、事務局運営費）

③その他

- ・SNSを活用したキャンペーン（X（旧Twitter）、Instagramを活用）

イ イベント部会 第2回（令和5年9月28日）

①レッツエンジョイ、kanonji ライフ!X（旧Twitter）キャンペーンについて

②アニメ放映10周年記念イベントについて

前回候補日になっていた令和6年3月10日及び3月20日の両日とも声優のスケジュールが合わず出演できなくなり、代替え案が必要となった。協議した結果、代替え案として同年3月20日にアニメの上映会を大ホールで行うことを決定。

③その他

コラボ商品等物販会については会場の予約について10月中には会場を決定する必要。

（令和5年12月27日に令和6年3月20日のハイスタッフホール大ホールと多目的ホールの施設借上を予約）

ウ イベント部会 第3回（令和6年1月25日）

①レッツエンジョイ、kanonji ライフ!X（旧Twitter）キャンペーンの選考結果について（有効投票者数、当選者、商品発送について）

②スタンプラリー及びイベント内容について

スタンプラリーの新作イラストを用いたスタンプ、台紙やシールの納品目安が令和6年4月下旬となったため、令和5年度のスタンプラリーの開催が不可能。コラボポスターも同様。令和6年度用に10周年記念イラストを描いてもらうことは可能。（イラスト希望案必要。）

※イベント部会議事録にて、「来年度に今年度のイベント等を回す場合、来年度予算は足りるのか?」の問いに対して、「今年度予算で支払い可能な部分を支払う。」との回答があり、また、令和6年2月7日までに株式会社（ C ）側からのアニメ上映会等の開催の確約ができなければ、令和5年度のイベントは行わないことを協議。

③その他

- ・まちあるきマップ第3弾について
- 駅ホームで流れる行き先アナウンスや市PRアナウンスについて
- 商品化企画書等の採択・受理等の状況について

（3）商品部会 令和5年度

ア 商品部会 第1回（令和5年6月26日）

①令和4年度事業について

（イベント部会第1回の内容と同じ）

②令和5年度事業について

（イベント部会第1回の内容と同じ）

③商品化にかかる手続き方法について

- ・商品化申請等にかかる現状と改善案

令和4年度までアドバイザーをされていた方が本事業から脱退したため、企画書や申請書の提出等について不明瞭となっており、アドバイザーの後を市アニメ担当者が引継し、市から株式会社（ C ）担当者へ送付するよう変更。

④その他

SNSを活用したキャンペーン（X（旧Twitter）、Instagramを活用）

3 アニメ放映10周年記念イベント延期に至った経緯について（実行委員会での協議及び事務局と株式会社（ C ）との協議等）

- （1）令和5年6月15日の第1回イベント部会の時点では、アニメ放映10周年イベントを令和6年3月10日又は3月20日に実施予定とし、株式会社（ C ）の担当者が声優のスケジュール調整中とのことでした。

また、令和4年度までアドバイザーであった方が脱退したため、事務局の担当を市の商工観光課が担うようになりました。

(2) 令和5年9月28日の第2回イベント部会では、10周年イベントに参加する声優のスケジュールが合わず、令和6年3月のイベントについてはアニメ上映会に変更することが協議・決定され、令和5年12月27日に令和6年3月20日のハイスタッフホールの施設借上の予約がなされました。

(3) 令和5年12月28日株式会社（ C ）との協議では、スタンプラリーのイラストの納品が令和6年4月下旬となるため、令和5年度中の開催が不可能となり10周年記念イベントについても、中止の可能性が出てきたとのことでした。

(4) 令和6年1月25日の第3回イベント部会では同年3月20日のアニメ上映会・物販会を予定していましたが、株式会社（ C ）との連絡が取れず開催できるか不透明となりました。同年2月7日までに株式会社（ C ）との開催の確約がとれなければ、令和5年度のイベントは開催しない旨を協議・決定されました。

(5) 令和6年2月7日に株式会社（ C ）担当者から令和5年度の10周年記念イベントの開催が不可能であるとの連絡があり、両部会長、副部会長へその旨を連絡・協議し、令和5年12月27日にすでに予約していた令和6年3月20日のハイスタッフホールの施設借上予約を同年2月13日にキャンセルしました。（ハイスタッフホールのキャンセル料165,520円が発生し、同年4月1日にハイスタッフホールへのキャンセル料165,520円の支払がなされました。）

(6) 令和6年2月14日に株式会社（ C ）担当者と令和5年度イベント開催が不可能となったため、令和6年度に開催することをについて協議し、実行委員会は市へ要綱第5条の規定に基づき、事業変更計画書を提出しました。

また、事務局は令和6年度イベント開催実施に向けて、株式会社（ C ）に「確約書」の提出を求め、同年3月31日付けで「確約書」の提出がありました。

4 実行委員会と株式会社（ C ）との契約について

(1) 令和5年8月1日付けで実行委員会と株式会社（ C ）との企画運営業務に
関しての契約について

ア 契約金額 7,564,040 円

見積書（スタンプラリー、ファンイベント、10周年記念コラボノベルティ、商品化コーディネート費、プロモーション、一般管理費他）

イ 契約書（抜粋）

（検査及び引渡し）

第 11 条 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく成果品を電子記録媒体とともに発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 ～ 3 （省 略）

4 発注者は、当該年度に予定していたイベントのうち、やむを得ず次年度以降に延期になるものに係る経費については、検査に合格したものと同様の取扱いとすることができる。

5 前 4 項の場合において、受注者は、当該イベント終了後に経費の精算を行う旨を記載した確約書を発注者に提出しなければならない。

（契約金額の支払）

第 12 条 受注者は前条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、発注者に契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受理した日から 30 日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

3 （省 略）

（2）確約書について

令和 6 年 3 月 31 日付けで株式会社（ C ）から確約書の提出がありました。確約書には、「令和 5 年度事業費については、令和 6 年度開催予定の 10 周年記念イベントの経費として使用し、イベント終了後に精算を行うことを確約いたします。また、令和 6 年度に 10 周年記念イベントが開催されなかった場合は、その一部又は全部を返還いたします。」と確約がなされています。

（3）株式会社（ C ）からの請求について

令和 6 年 3 月 1 日付けで株式会社（ C ）から実行委員会へ事業費として 7,564,040 円の請求書が提出され、同年 3 月 31 日付けで確約書を受領後、同年 5 月 8 日に実行委員会は株式会社（ C ）へ 7,564,040 円を口座振込にて支払いをしました。（請求書の支払期日は同年 5 月 31 日）

第7 監査委員の判断

1 住民監査請求制度について

第4でも述べていますが、地方自治法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理若しくは処分」、「契約の締結若しくは履行」若しくは「債務その他の義務の負担」（以上の4つの類型は、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）があると認めるとき、又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収」若しくは「財産の管理」を怠る事実により普通地方公共団体に損害を与え、又は与えるおそれがあると認める場合に、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定しており、これは、住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものです。

2 市への損害発生状況について

住民監査請求の監査の対象となる財務会計行為等は、平成6年9月8日の最高裁判決により確定した平成5年8月5日福岡地裁判決において「地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない」とされています。また、「違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかな財務会計行為等を、住民監査請求の対象となる財務会計行為等には該当しないとし、「原告の監査請求は、監査の対象とならない行為について監査を求めた不適法なものであり、これを却下した（中略）判断は適法であった」と判示されています。

そのため、監査の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、観音寺市に何らかの損害を与えるもので、ひいては住民全体の利益に反するものでなければなりません。よって、住民監査請求は、たとえ違法又は不当な財務会計上の行為などがあっても、観音寺市に損害が発生し又は発生しようとしていると認められない場合は対象にならないと解されます。

そこで、本件住民監査請求の対象となる財務会計行為等に関して、損害の発生の有無について確認しました。実行委員会が令和6年2月14日に、令和5年度中に10周年記念イベントが開催できないと判断したとき、令和6年3月31日付けで株式会社

(C) から「令和5年度事業費については、令和6年度開催予定の10周年記念イベントの経費として使用し、イベント終了後に精算することを確約いたします。また、令和6年度に10周年記念イベントが開催されなかった場合は、その一部又は全部を返還いたします。」と記載された確約書を交わしています。

また、令和5年8月1日に株式会社(C)と締結した契約書の(検査及び引渡し)第11条第4項には「発注者は、当該年度に予定していたイベントのうち、やむを得ず次年度以降に延期になるものに係る経費については、検査に合格したものと同様の取扱いとすることができる。」とあります。

本件財務会計行為は(A)事業補助金交付要綱に則って交付され、かつ実行委員会と株式会社(C)との契約書等に則って支出されており、これが不当な支出であるとは言えません。

このことから、本件請求が提出された令和6年9月3日時点において、市に受ける損害は発生しているとは言えず、また、令和6年度にイベントが開催されれば、令和6年度においても市に受ける損害が発生するおそれがあるとは認定できません。

現在、10周年記念イベントについては令和6年11月10日に実施予定であり、スタンプラリーについても令和6年11月8日～12月8日まで実施予定とされるなど契約が履行されているため、市に具体的な損害を与えているとまでは言えず、令和6年度に関しても損害は発生するおそれがあるとは認定できません。

したがって、本件請求において、補助金の支出は違法又は不当とはいえず、請求人の主張には理由がないと判断します。

第8 結論

以上のことから、本件請求には理由がないものと認め、請求人が求める措置請求の前段についてはこれを棄却します。

また、後段の「実行委員会の担当部会長の解任、除名並びに、当該監査の解任」については第4でも述べたように、財務会計行為に該当しないため監査の対象とはならないと判断し、却下とします。

第9 意見

監査の結果、請求には理由がないものと判断しましたが、本件監査での関係書類の調査や事情聴取において、事実関係の確認を行ったところ、実行委員会会則や観音寺市組織規則の事務分掌には実行委員会の事務局を関係課に置くとの文言はなく、やむを得ず事務局を担わざるを得なかった経緯は意見聴取にて聞き取りはしていますが、実行委員会内での決裁についてはそのほとんどが事務局だけで完結しており、会長、副会長まで決裁があがっておらず、事務局としての立場と市の商工観光課としての立場が混在しているような点が見受けられました。関係課においては、補助金交付事務の透明性をさらに高めるため、事務局としての立場と市としての立場を明確に分け補助金交付事務の適正な運用に努められるよう望みます。

また、実行委員会へも令和5年度分及び令和6年度分の事業に対しての精算を強く指導し、適正な決算書を提出されるよう指導を求めるとともに、所管課として実績報告書等を厳正に審査し、適正な補助金の交付事務に務められるよう望みます。

本件に限らず、市が事務局事務を担っている各種団体は、地域活動や地域振興など、様々な分野における行政運営を補完することを目的に設置された団体であり、各種施策等の推進に大きな役割を果たしてきていますが、依然として厳しい行財政運営が求められる中で限られた経営資源・人員体制を有効に活用し、様々なニーズや行政課題等に対応するためにも、団体の事務局業務を継続して担っていくことが必要かつ適正であるかどうか、今後はそれぞれの団体ごとに事務局のあり方を検討課題として認識されるよう望みます。

市民から行政に対し、不信感を抱かれることのないよう、今後、内部統制の体制を整備して、補助金の交付に留まらず全ての事務手続上のチェックがより実効的なものとなるよう改善を図り、厳正な業務遂行に努めるよう要望します。